

平戸市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の規定に基づき、平戸市が防衛大臣に提出する自衛官及び自衛官候補生(以下「自衛官等」という。)募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において募集対象者情報とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する者のうち、平戸市に住所を有し、当該年度に18歳又は22歳となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報をいう。

(除外申請の対象者)

第3条 除外申請の対象となる者は、募集対象者情報に含まれる者であって、平戸市から防衛大臣へ自身の情報の提出を希望しないものとする。

(除外申請の受付期間)

第4条 除外申請の受付期間は、当該年度の4月1日から4月30日までとする。

(除外申請の受付)

第5条 募集対象者情報の除外を申請する者(以下「申請者」という。)は、平戸市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 申請者は、申請者本人であることを証するため、次の各号に掲げる本人確認書類のうちいずれかを提示し、又は当該書類の写しを提出しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 個人番号カード

(3) 旅券

(4) 健康保険の被保険者証

(5) 官公署が発行した免許証又は身分証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(6) その他市長が適当と認めるもの

3 代理人が申請を行う場合は、前項に規定する除外申請の対象者の本人確認書類に加え、次に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は当該書類の写しを提出しなければならない。この場合において、本人確認書類は前項各号の例による。

(1) 法定代理人 法定代理人の本人確認書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類(当該法定代理人が除外申請者の対象者と同一世帯でない場合に限る。)

(2) 法定代理人以外の代理人 代理人の本人確認書類及び除外申請を委任する旨を証する書面

(除外の登録等)

第6条 市長は、除外申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、除外を決定し、申請者を平戸市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外対象者名簿(様式第2号)に登録する。

2 前項の規定により除外を決定したときは、当該申請者(代理人による申請である場合には、当該代理人)に対し、平戸市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外登録決定通知書(様式第3号)により通知する。

(除外登録の削除)

第7条 市長は、次に掲げる事由があったとき、除外対象者名簿に登録した申請者(以下「除外登録者」という。)を除外対象者名簿から削除するものとする。

- (1) 除外申請の申請日の属する年度が終了したとき。
- (2) 除外登録者が転出したとき。(転入確定通知がない場合にあっては、転出届の転出異動日をもって転出したものとみなす。)
- (3) 除外登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除外登録者の住民票が住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権消除されたとき。
- (5) その他市長が特に除外登録者を除外対象者名簿から削除する必要があると認めるとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。